平

成十九年十月二十六

日

金曜日

第

千

八

百

九

+

号

目

次

示

告

保安林に指定する予定である旨の通知

優良図書等の推奨 優良興行の推奨

解除予定保安林とする旨の通知

示

落札者等に関する公示

大規模小売店舗の変更の届出に関する件 大規模小売店舗の新設の届出に関する件 特定非営利活動法人の設立認証申請

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

岐

土地改良区役員の退任及び就任

開発行為の工事の完了

(男女参画青少年課) 七五一ページ

Щ 課) 七五二

(治

同

商 (環境生活政策課) 七五六 業流通課) 課)七五七 七五七

都 築指 市 政 導 課) 策 課) 七六二 七五九

(中濃農林事務所) 七六二

同)七五二

七五五

平成十九年十月二十六日

り次のものを優良興行として推奨した。

岐阜県青少年健全育成条例 (昭和三十五年岐阜県条例第三十七号) 第八条の規定によ

岐阜県告示第六百十二号

告

示

岐阜県知事 古 田

推奨興行

떍 釶 醞 種 クカ 徭 帚 麒 军画 有限会社岐阜教育映画センター 中山映画株式会社 新・あつい壁

2 指定年月日

平成19年10月22日

ω 内容及び推奨理由

の話を聞いた。事件に興味を持ち、その真相に迫るべく熊本に向かった彼は、元ハン どい取調べや裁判に強い衝撃を受けた。 **セン病患者で犯人とされた人物を良く知る人々に取材をしながら、そのあまりにもひ** 駆け出しのルポライター卓也は、ホームレスの男から55年前に起きたある殺人事件

育成に有益な作品であると認められる 差別や偏見が招いた不幸な事件を通して、 人権意識を強く持たせる、青少年の健全

岐 阜 県 公 報

毎週 (金曜日)

発行

平成十九年十月二十六日

0

0

(752)

岐阜県告示第六百十三号

り次のものを優良図書類として推奨した。 岐阜県青少年健全育成条例 (昭和三十五年岐阜県条例第三十七号) 第八条の規定によ

平成十九年十月二十六日

岐阜県知事 古 田

推奨図書類

Œ	辦	題	益
出版社	#	色色	類
明窓出版株式会社	高橋正一	思いやりの心で育むすてきな友情	神論

N 指定年月日

平成19年10月22日

内容及び推奨理由

岐

中にお地蔵さんが現れ、はるるにやさしい口調で語りかけた。 ばたに立っていたお地蔵さんの前でしゃがみこんでいた。すると、その日の夜、夢の 友達と仲良くするにはどうしたらいいのか悩んでいたはるるは、ある日、公園の道

やすい切り口で述べており、青少年の健全育成にとって有益であると認められる。 うち勝って欲しいという応援メッセージや、命の尊さや生きることの大切さをわかり 青少年が、思いやりの心と人の痛みを知る心を育んで成長し、いじめなどの困難に

岐阜県告示第六百十四号

安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保

平成十九年十月二十六日

岐阜県知事 古 田

保安林予定森林の所在場所

五七〇の八五から一五七〇の九〇まで、一五七〇の九二、一五七〇の九四、一五七〇 五七〇の六六から一五七〇の七四まで、一五七〇の七六から一五七〇の八三まで、一 五七〇の五五から一五七〇の六〇まで、一五七〇の六二から一五七〇の六四まで、 一五七〇の二一まで、一五七〇の二三、一五七〇の四八から一五七〇の五三まで、一 高山市清見町池本字志津高谷山一五七〇の五、一五七〇の六、一五七〇の一九から

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

立木の伐採の方法

(--)

- 主伐は、択伐による。
- 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る
- 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

備え置いて縦覧に供する。) (「次のとおり」は、省略し、 その関係書類を岐阜県林政部治山課及び高山市役所に

岐阜県告示第六百十五号

安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。 森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号) 第二十九条の規定により、次の森林を保

平成十九年十月二十六日

保安林予定森林の所在場所

岐阜県知事 古 田

ヶ洞九七一の一、九七一の二、九七二から九七七まで、九七八の一、九七八の二、九 七九から九八六まで、字隠レ洞九八七、九八八の一、九八八の二、九九〇、九九一、 高山市国府町木曽垣内字芦洞九五五から九六一まで、九六三から九七〇まで、字堂

3 2 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る

間伐に係る森林は、次のとおりとする。

立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び高山市役所に

備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第六百十七号

安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。 森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号) 第二十九条の規定により、次の森林を保

平成十九年十月二十六日

岐阜県知事 古 田

保安林予定森林の所在場所 瑞浪市日吉町字山ノ田八〇四二の二四

指定の目的 土砂の流出の防備

Ξ 指定施業要件

立木の伐採の方法

主伐は、択伐による。

2 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

間伐に係る森林は、次のとおりとする。

立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び瑞浪市役所に 次のとおりとする。

備え置いて縦覧に供する。)

(754)

岐阜県告示第六百十八号

安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。 森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号) 第二十九条の規定により、次の森林を保

平成十九年十月二十六日

岐阜県知事 古 田

保安林予定森林の所在場所

五七から九二〇の五九まで、九二〇の七五、九二〇の七六、九二〇の七八、 八〇から九二〇の八三まで、九二〇の一三九、字中山三九一四の一五三 恵那市串原字鹿之瀬九二〇の四〇、九二〇の五三から九二〇の五五まで、 九二〇の 九二〇の

二指定の目的

土砂の流出の防備

Ξ 指定施業要件 立木の伐採の方法

主伐は、択伐による。

2 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る

間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(=)立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び恵那市役所に

備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第六百十九号

安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。 森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号) 第二十九条の規定により、次の森林を保

平成十九年十月二十六日

保安林予定森林の所在場所

岐阜県知事 古 田

恵那市上矢作町漆原字西三作七一五の二の一、七一五の二の二、八二一の三九

指定の目的

土砂の流出の防備

指定施業要件

立木の伐採の方法

2 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る 主伐は、択伐による。

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

備え置いて縦覧に供する。) 「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び恵那市役所に

岐阜県告示第六百二十号

安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保

平成十九年十月二十六日

岐阜県知事 古 田

保安林予定森林の所在場所

山県市柿野字北山一七九一の二三、一七九一の二四三

指定の目的

土砂の流出の防備

Ξ 指定施業要件

(--) 立木の伐採の方法

主伐に係る伐採種は、定めない。

主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

間伐に係る森林は、次のとおりとする。

備え置いて縦覧に供する。 (\pm) 「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び山県市役所に 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

岐阜県告示第六百二十一号

安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。 森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号) 第二十九条の規定により、次の森林を保

平成十九年十月二十六日

古 田

岐阜県知事

指定の目的 山県市中洞字崩坂七四七の五、七四七の二二 保安林予定森林の所在場所

Ξ 指定施業要件

土砂の流出の防備

立木の伐採の方法

主伐は、択伐による。

岐

2 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び山県市役所に 次のとおりとする。

備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第六百二十二号

(755)安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。 森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号) 第二十九条の規定により、次の森林を保

平成十九年十月二十六日

古 田

肈

六一三の二、六一四、六一五の一、字大八ゲ六四一、六四二、六四四から六四六まで、 飛驒市宮川町林字子バ六〇五の一、六〇六、六一二の一、六一二の二、六一三の一、

土砂の流出の防備

立木の伐採の方法

主伐は、択伐による。

2 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る

3

立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第六百二十三号

解除予定保安林とする旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の保安林を

平成十九年十月二十六日

解除に係る保安林の所在場所

古 田

岐阜県知事

九・日吉町字勝狭間二五八の二〇・二五八の二三・二五八の二四・字島垣外四七六五 の一・四七六五の一九・四七六五の二〇・四七六五の二三から四七六五の三一まで・ 瑞浪市土岐町字中尾二〇八七の二・二〇八七の三・二〇八七の二〇・二〇八七の二

岐阜県知事

保安林予定森林の所在場所

六四七の一

二 指定の目的

指定施業要件

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

間伐に係る森林は、次のとおりとする。

「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び飛驒市役所に

百二十号) 第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する

平成十九年十月二十六日

岐阜県知事 古 田

購入物品及び予定数量 岐阜県庁舎で使用する電気 4,639,000kWh

- 供給期間 平成19年11月1日0時から平成22年10月31日24時まで
- 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 入札公告を行った日 平成19年8月17日
- 落札者を決定した日 平成19年9月26日
- 落札者の氏名及び住所 東京都中央区晴海1丁目8番11号

サミットエナジー株式会社 代表取締役社長川辺豊明

落札金額 76,746,506円

- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
- \Box 部局の名称 岐阜県総務部管財課
- 在基 岐阜市薮田南2丁目1番1号

2

特定非営利活動法人の設立認証申請

活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。 特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第十条第一項の規定により特定非営利

平成十九年十月二十六日

岐阜県知事 古 田

申請 のあった年月日 平成十九年十月一日

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人チャイルド・サポートたんぽぽの

氏 萬田

Ξ

主たる事務所の所在地 岐阜県岐阜市万代町一丁目六番地三

五 四 定款に記載された目的 この法人は地域住民を対象に、児童の放課後活動支援

のあった年月日

平成十九年十月一日

四

主たる事務所の所在地

岐阜県岐阜市東改田三六九番地

五

会の形成促進に寄与することを目的とする。 福祉増進および社会教育の推進を図り、男女共同参画社 び子育て支援に関する事業を行い、もって地域における に与えるイベントの企画運営等、子どもの健全育成およ や育児相談、 また文化や芸術に触れる機会を子どもたち

特定非営利活動法人の設立認証申請

活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。 特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第十条第一項の規定により特定非営利

平成十九年十月二十六日

岐阜県知事 古 田

Ξ 特定非営利活動法人の名称 氏 松田 特定非営利活動法人すまいるはうす 和美

定款に記載された目的 の中に確立し、地域福祉の増進を図るとともに、社会全 業を行い、障害者のための学習、労働、生活の場を地域 この法人は、障害者に対して地域生活支援に関する事

岐

体の利益に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗の新設の届出に関する件

小売店舗の新設の届出があったので、次のとおり同条第三項の規定により公示する。 なお、その届出書等は平成十九年十月二十六日から四月間岐阜県産業労働部商業流通 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第五条第一項の規定により大規模

提出することができる。 き事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべ 課及び岐阜振興局において縦覧に供する。

(757)

平成十九年十月二十六日

岐阜県知事 古 田

届出年月日

平成十九年十月十六日

届出者の氏名又は名称

=

ゲンキー 株式会社

建物の名称及び所在地

Ξ

(仮称) ゲンキー山県店

山県市大字高富字米野二三二七番二 外 大規模小売店舗の新設日

平成二十年六月十六日

四

五 店舗面積

一、二六八平方メートル

駐車場の収容台数

六

一三五台

荷さばき施設の面積

七

九平方メートル

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五 条第三項の規定により公示する。 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第六条第一項の規定により大規模

流通課及び東濃振興局において縦覧に供する。 なお、その変更届出書等は平成十九年十月二十六日から四月間岐阜県産業労働部商業

見書を提出することができる。 應すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意 また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配

平成十九年十月二十六日

岐阜県知事 古 田

(758) 四 Ξ 届出者の氏名又は名称 変更した事項 西友多治見店・上新電機多治見店 建物の名称及び所在地 平成十九年十月十五日 届出年月日 多治見市上山町一丁目八番 外 上新電機株式会社、株式会社エス・エス・ブイ

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更後)株式会社エス・エス・ブイ 代表取締役社長 (変更前)株式会社エス・エス・ブイ 代表取締役社長 中村 野田

> 亨 一夫

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前) 株式会社エス・エス・ブイ 代表取締役社長 中村 一夫

(変更後) 株式会社エス・エス・プイ 代表取締役社長 野田

亨

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

条第三項の規定により公示する。 小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第六条第一項の規定により大規模

流通課及び岐阜振興局において縦覧に供する。 なお、その変更届出書等は平成十九年十月二十六日から四月間岐阜県産業労働部商業

見書を提出することができる。 慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意 また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配

平成十九年十月二十六日

岐阜県知事

古 田

株式会社エス・エス・ブイ

Ξ 建物の名称及び所在地

岐阜市西改田字若宮六一

西友

改田店

四 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 株式会社エス・エス・ブイ 代表取締役社長

中村

一夫

(変更後) 株式会社エス・エス・ブイ 代表取締役社長 野田

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

代表取締役社長 中村

(変更前) 株式会社エス・エス・ブイ (変更後) 株式会社エス・エス・ブイ 代表取締役社長

野田

亨 一夫

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第六条第一項の規定により大規模

条第三項の規定により公示する。 なお、その変更届出書等は平成十九年十月二十六日から四月間岐阜県産業労働部商業

慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意 流通課及び岐阜振興局において縦覧に供する。 また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配

平成十九年十月二十六日

見書を提出することができる。

岐阜県知事 古 田

届出者の氏名又は名称 平成十九年十月十五日 届出年月日

エヌ・ティ・ティ 都市開発株式会社

Ξ 建物の名称及び所在地 岐阜華陽店

届出者の氏名又は名称 平成十九年十月十五日 届出年月日

岐阜市五坪一

変更した事項 0 _ 0

大規模小売店舗を設置する者の住所

(変更前) 東京都千代田区大手町二丁目二番二号

(変更後) 東京都千代田区外神田四丁目一四番一号

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更後) エヌ・ティ・ティ都市開発株式会社 代表取締役社長 (変更前) エヌ・ティ・ティ都市開発株式会社 代表取締役社長 三ツ村 三田 清

正規

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前) 株式会社エス・エス・ブイ 代表取締役社長 中村 一夫

〔変更後〕株式会社エス・エス・ブイ(代表取締役社長 野田 亨

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五 流通課及び中濃振興局において縦覧に供する 条第三項の規定により公示する。 なお、その変更届出書等は平成十九年十月二十六日から四月間岐阜県産業労働部商業 **大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第六条第一項の規定により大規模**

見書を提出することができる。 慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意 また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配

岐

平成十九年十月二十六日

岐阜県知事 古

田

平成十九年十月十五日 届出年月日

届出者の氏名又は名称

建物の名称及び所在地 オリエンタル商事株式会社 桜ヶ丘店

(759)

可児市桜ヶ丘六丁目七四 三番地

四 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名 (変更前) 株式会社エス・エス・ブイ 代表取締役社長 中村

(変更後) 株式会社エス・エス・ブイ 代表取締役社長 野田

亨 一夫

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。 国土調査法 (昭和二十六年法律第百八十号) 第十九条第二項の規定により、次の国土

平成十九年十月二十六日

岐阜県知事 古 田

調査を行った者の名称

調査を行った地域 岐阜県岐阜市萱場町、萱場北町、萱場東町、旦島中町、旦島西町、旦島宮町、明神 宮浦町、守口町(島第一調査区)

調査を行った期間

平成十六年度及び平成十七年度

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県岐阜市(萱場町、萱場北町、 萱場東町、 旦島中町、

旦島西町、

旦島宮町

明

旦島西町、

旦島宮町、

明

神町、宮浦町、守口町) の地籍図

神町、宮浦町、 岐阜県岐阜市(萱場町、萱場北町、 守口町)の地籍簿 萱場東町、 旦島中町、

五 認証年月日

平成十九年十月二十六日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。 国土調査法 (昭和二十六年法律第百八十号) 第十九条第二項の規定により、次の国土

岐阜県知事

古

田

島新町、島栄町・大福町・日光

(761)	平成 19 年 1	10 月 26	日		岐	阜	県	Į	4	<u>`</u>	報								第18	9 1 ⁴	号
四 :	Ξ					調				五			四四		Ξ		=		_			調
	調査を行った期間の一部	耶(上支节比耶第2	調査を行った者の名称	岐阜県知事 古田 肇	平成十九年十月二十六日	調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。 国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第十九条第二項の規定により、次の国土	国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証			4 認証年月日	岐阜県土岐市 (泉町の一部) の地籍簿			平成十四年度から平成十八年度	一 調査を行った期間	岐阜県土岐市泉町の一部 (土岐市北部第2~2)	一 調査を行った地域	土岐市	調査を行った者の名称	岐阜県知事古田	平成十九年十月二十六日	調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。
,	岐阜県知事・古田・肇東の一がは一月二十万日	平成十九年十月二十六日調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第十九条第二項の規定により、次の国土	国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証	平成十九年十月二十六日	五 認証年月日	岐阜県瑞浪市 (日吉町字常道) の地籍簿岐阜県瑞浪市 (日吉町字常道) の地籍図	四の地図及び簿冊の名称の一地図及び簿冊の名称の一地図及び簿冊の名称の一地図及び簿冊の名称の一地図及び簿冊の名称の一地図及び簿冊の名称の名称の一地図及び簿冊の名称	三 調査を行った期間 	岐阜県瑞浪市日吉町字常道(日吉常道)	二 調査を行った地域	瑞浪市	一調査を行った者の名称		岐阜県知事 古田 肇	平成十九年十月二十六日	調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。			国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証		五、綛正手引引 (泉町の一部)の地籍簿	

同一九・

ハ・三

同岐建築第三六号の 同一八・ 九・一三

九三〇〇三

同一八・ 三〇〇七

同岐建築第六一号の一八・四・五

三市局、字中河原三六九番三、三六局、市局、字中河原三六九番三、三六

八 00二

同岐建築第五八号の一七

同

四三〇番一二及び一四三〇番一三、市見延字糸貫川通一四三〇番八、

同

同

同

市見延一四三〇番地の八 森松工業株式会社 代表取締役

松

久

信

夫

同一九・

四

九三〇〇

同岐建築第三六号の 同一八・ 六・二三 同岐建築第六一号の

<u>八</u>00

本巣市浅木字西ノ筋三〇四番外二六筆

道路

による 開発登録簿

代表取締役安藤・一丸ファルコス株式会社本巣市浅木三一八番地一

芳

彦

四

瑞浪市

Ξ 調査を行った期間 調査を行った地域

地図及び簿冊の名称

岐阜県瑞浪市 (稲津町大字小里の一 部

岐阜県瑞浪市 (稲津町大字小里の一部)

五 認証年月日

番号及び年月日開発許可(変更許可)

日

地開

党域の名称の名称

は I X に 含ま れ る

種類の対象を

域 位置及び区 の が の

開発許可を受けた者の住所及び氏

名

平成十五年度から平成十八年度 岐阜県瑞浪市稲津町大字小里の一部 (小里5) の地籍簿 の地籍図 第三十六条第三項の規定により公示する 次の開発行為に関する工事が完了したので、 平成十九年十月二十六日 開発行為の工事の完了

平成十九年十月二十六日

都市計画法 (昭和四十三年法律第百号)

岐阜県知事 古 田

定により公示する。 とおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第十八条第十六項の規定により、 次の

(763)	ম	Z成 1	9 年 1	0 月 20	6 日			岐	阜	L	県	Z	`	報						第	1 8	9 1 등	3
改良区名 年 就任した役員																	† [地関 関田原土	改土 良 区 名地	退任した役員			平成十
年就 月 日任																	- - - - -	元 平 → 成 =	年退 月 日任				平成十九年十月二十六日
役 名	同	同	幹事	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	理事	役 名				十六日
氏	加	小瀬木	石	Ш	Ш	Ш	神	神	神	渡	長	長	石	石	栗	渡	栗	粟	氏				
	藤	木	原	村	村士	村	谷 —	谷一	谷	邊	村	村	原	原	Щ	邊	山	倉					
名	進	郎	_	敏昌	泰久	守雄	元美	正秋	誠治	裁雄	英敏	鐘	民雄	伸司	利美	郎	和美	元臣	名				
				₽								_										岐阜	
住	関市東田原	同	関市大杉	同	同	同	同	同	関市西田原	同	同	同	同	同	関市大杉	同	同西田原	関市大杉	住			岐阜県知事古	
所	三二九番地一	四六八番地三	五九五番地二三	八七五番地三	八九一番地	八八〇番地	八八二番地二	一二七八番地	一四八三番地一	五七九番地	六八九番地	六九三番地一の一	七四五番地一	七三二番地	六六八番地一	六六八番地	九〇三番地	五九一番地一	所			田肇	
																						± 5 5	世関 女田 京 王
																						- サ・	∵平 ∴成
					F		剪)] [=] [=] [=] [=] [=		3 6	司同	同	同	同	理事
					ול	小瀬	石	ī 坊	į JI	l JI	l JI	神	神	神神	通	₹ 5	ŧ f	.	5 石	栗	渡	栗	粟
					圃	木	原			村村		台	?	2	进	村	†		京 原	Щ	邊	Щ	倉
					道		- – , –	- 政		て し ク						基本			民 伸 進 司	利美	郎	和美	元
																							臣
					関市東田原		大杉	市						1 関末 2 田原] [=		5) ī	司同	関市大杉	同	同西田原	関市大杉
					三二力番地一	四六八番地三	五九五番地二三	1. 1. 计2. 计	パセ五番地三	八九十番地	ハハ〇番地	ハハニ番地ニ	・二七八番地	一四パ三番地一	五七九番地	さいませ	アナ三者サーケー	てし三番也一つ一	七四五番也一七三二番地	六六八番地一	六六八番地	九〇三番地	五九一番地一

第1891号 岐 阜 県 公 報 平成19年10月26日 (764) 平成十九年十月二十六日発行平成十九年十月二十六日印刷 発 発 行 行 所 者 岐阜市薮田南二丁目一番一号 岐 岐 庁 県 印印刷刷 所者 定価 一か年 四八、〇〇〇円 (送料共) (消費税二、二八六円を含む。) 岐阜市三輪ぶりんとぴあ十三岐阜市三輪ぶりんとぴあ十三 岐飯 阜 尾 文 芸 社寛